

# 宮崎県企業局庁舎における地産地消自動販売機設置者募集要項

宮崎県企業局（以下「局」という。）の本庁舎における地産地消自動販売機の設置者（以下「地産地消設置者」という。）の募集に参加される方は、下記要項を御承知の上、お申し込みください。

## 記

### I 公募事項等

#### 1 公募事項

局有財産の賃貸借により、地産地消設置者を募集します。

#### 2 定義

- (1) この要項において「地産地消自動販売機」とは、商品の全てを県産飲料で占める自動販売機をいう。
- (2) この要項において「県産飲料」とは、県内で生産された農林水産物（以下「県内産」という。）を原料として加工された飲料で次に掲げるものをいう。
  - ア 県内産の野菜や果実を原料に使用しているもの
  - イ 県内産の茶葉を100パーセント原料に使用しているもの
  - ウ 県内産の生乳を原料に使用しているもの
  - エ その他県内産の食材を原料に使用しているもの

※ただし、上記県産飲料以外に、県内で採水された天然水100%の飲料を本数換算で10%以内（小数点以下切捨て）の範囲で、販売を可能とする。

#### 3 公募物件

別添「公募物件説明書」に記載のとおりとします。

#### 4 応募資格要件

次に掲げるものの全ての要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の規定により宮崎県が実施する一般競争入札への参加を制限された者でないこと。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (4) 法人の場合は県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること。
- (5) 役員等（法人の場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者を、個人の場合はその者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (7) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営する2年以上の実績を有していること。

- (8) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金を滞納していないこと。
- (9) 「地産地消コーナーにおける自動販売機設置事務取扱要領」（平成24年2月3日総務部長通知）第3の2の規定により農政水産部長が認定した令和5年度又は令和6年度の地産地消設置者であること。
- (10) 局が「宮崎県企業局舎自動販売機設置者募集要項」により別途公募する自動販売機設置者のうち、物件番号1の自動販売機設置者でないこと。
- (11) (1)から(7)までについては応募申込み時点で、(8)及び(9)については令和7年3月3日時点での要件を満たしていること。

## II 公募条件等

### 1 貸付期間

貸付期間は、別添「公募物件説明書」に記載のとおりとします。ただし、局が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、地産地消設置者が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他局が必要と認めたときは、貸付契約を解除することがあります。

### 2 貸付料

貸付料は、基本貸付料（年額1万円）と売上比例貸付料（年間売上額が10万円を超える場合に、超える金額の10パーセント（千円未満切捨て））のそれぞれに消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えた額の合計とします。ただし、貸付期間中に消費税等の税率が変動した場合は、局は、変動後の税率を適用して、地産地消設置者に年額貸付料の増額を請求できるものとします。

### 3 基本貸付料の納入

基本貸付料は、年度当初に、局が発行する納入通知書により、局が指定する期日までに全額納入してください。

### 4 売上比例貸付料の納入

売上比例貸付料は、8(6)に定める売上報告に基づき、貸付年度中の局が指定する期日まで（年度途中に契約を解除した場合は、自動販売機を撤去した日から起算して30日以内）に、局が発行する納入通知書により、局が指定する期日までに納入してください。  
※貸付料には、電気料及び水道料は含みません。

### 5 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、地産地消設置者の負担とします。

なお、地産地消設置者は、自動販売機の設置に当たって、電気料を算定するための子メーターを地産地消設置者の負担で設置し、貸付料とは別に、局が算定した電気料について、局が指定する期日までに納入してください。

### 6 貸付面積

貸付面積は、別添「応募物件説明書」記載のとおりとします。

なお、自動販売機及び9(3)に定める使用済容器の回収ボックスは、貸付面積を超えないものを設置し、併せて転倒防止対策を講じてください。

## 7 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種の設置に努めてください。

## 8 使用上の制限

使用に当たっては、貸付契約書の貸付条件のほか、次の事項を遵守してください。

- (1) 貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならないこと。
- (4) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、局の指示に従うこと。
- (5) 販売品目は、全て県産飲料（缶・ペットボトル・ビン等の密閉式の容器入り）とし、酒類の販売及び標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。  
なお、設置後に販売品目を変更する場合は、局と協議を行い、その指示に従うこと。
- (6) 自動販売機の売上本数及び売上金額については、四半期ごとに報告すること。  
なお、この報告内容に不正が判明した場合、局は、その地産地消設置者の名称を公表できるものとする。

## 9 維持管理責任

商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、地産地消設置者が次により行うものとします。

- (1) 盗難等による商品及び自動販売機が汚損又はき損したときは、地産地消設置者の負担により速やかに復旧すること。この場合において、局は、地産地消設置者の損害について、局の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責めを負わない。
- (2) 商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (3) 使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル・ビン等）の種類に応じたものを設置し、地産地消設置者の責任で適切に回収すること。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等の必要が生じた場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (5) 自動販売機に連絡先を明記し、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、地産地消設置者の責任において対応すること。

## 10 原状回復等

地産地消設置者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復を行ってください。この場合において、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用その他一切の費用については、局に補償を請求することはできません。

## III 応募申込手続

### 1 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期間は別添「公募物件説明書」記載のとおりとします。

なお、郵送の場合は書留とし、かつ、「地産地消自動販売機設置応募申込書」と明記してください。

## 2 必要な書類（各1部）

次の書類を提出してください。

- (1) 応募申込書（別記様式第1号）
- (2) 役員等一覧（別記様式第2号）
- (3) 販売品目一覧（別記様式第3号）
- (4) 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもの）
- (5) Iの4(2)に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し（許認可等を必要とする場合のみ）
- (6) 県税の納税証明書（県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書類）
- (7) （法人）法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）  
（個人）住民票記載事項証明書
- (8) Iの4(7)に係る実績を確認できる書類（様式任意）

※ (6)及び(7)は、発行後3か月以内の原本に限ります。

## 3 申込書等の書換えの禁止

応募者は、一旦提出した応募申込書等（添付書類を含む。以下同じ。）の書換え、引換又は撤回をすることはできません。

## 4 応募申込みの無効

応募申込みは、次のいずれかに該当すると認められるときは、無効となります。

- (1) 応募資格のない者が応募したとき。
- (2) 応募申込みに関し不正な行為を行ったとき。
- (3) 応募申込書等の氏名、印鑑その他主要な部分について、誤脱又は判読不能なものがあるとき。
- (4) 応募申込書等に記名押印を欠くとき。
- (5) 応募申込書等に虚偽の記載を行ったとき。
- (6) 申込期間までに応募申込みがなかったとき。
- (7) 応募に関し、局の担当職員の指示に従わなかつたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この「募集要項」に規定する応募に関する条項に違反したとき。

## 5 その他

書留によらない郵送、電話、ファクシミリ及びインターネットによる応募申込みは受け付けません。

# IV 地産地消設置者の認定等

## 1 認定対象者

提出された応募書類の審査を行い、Iの4「応募資格要件」を全て満たしている応募者を認定対象者とします。

## 2 地産地消設置者の認定

局が販売品目の内容等を審査し、適当であると認めた認定対象者を地産地消設置者に認定します。

なお、販売品目の内容等が適当な応募が2者以上ある場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより認定します。

### 3 選定結果の通知

地産地消設置者の認定は、令和7年3月3日（月）頃を予定しており、地産地消設置者の認定後、応募者に認定結果を連絡します。

### 4 公示

応募者数等の応募状況及び地産地消設置者名について、局ホームページ等において公表を予定していますので、あらかじめ御了承ください。

### 5 行政財産貸付申請の手続

地産地消設置者の認定後、別途指定する期日までに、次の書類を提出していただきます。

- (1) 公有財産借受申請書（局指定様式）
- (2) 設置場所への自動販売機及び使用済容器回収ボックスの配置図
- (3) その他参考となる書類

### 6 地産地消設置者の認定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、地産地消設置者としての認定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付けの手続に応じなかった場合
- (2) 地産地消設置者が応募者の資格を失った場合
- (3) 地産地消自動販売機の定義に該当しない自動販売機を設置していることが認められ、指導により改善されない場合

### 7 その他

上記のほか、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 貸付手続に関する一切の費用については、地産地消設置者が負担すること。
- (2) 地産地消設置者の都合による契約の解除は、設置後1年を経過し、かつ、2か月前までに申入れがあった場合、認めるが、契約の解除により局が実施する応募には参加できること。
- (3) みやざき食と農を考える県民会議において実施する「地産地消自動販売機を活用した地産地消PR」（共通ポップの掲示等）に協力すること。

## V 問合せ先

宮崎県企業局総務課 総務・管財担当  
〒880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号  
電話 0985-26-9752